

主治医 様

大阪府立松原高等学校長

意見書の記入について（依頼）

平素より、本校の学校保健活動にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

学校保健安全法第19条により、学校感染症罹患患者又はその疑いのある者については出席停止の判断が必要となります。つきましては、ご面倒をおかけしますが下記の意見書に必要な事項をご記入のうえ、本校生徒にお渡しくださいますようお願いいたします。

学校感染症による登校に関する意見書

大阪府松原高等学校 年 組 番 名前 保護者名 印

I 学校感染症の種別と診断名

■第1種 病名 () 【 治癒するまで 】

■第2種

- インフルエンザ（A型・B型・ 型）【発症後5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまで】
- 流行性耳下腺炎【耳下腺等の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで】
- 百日咳【特有の咳消失、又は5日間の適正な治療が終了するまで】
- 髄膜炎菌性髄膜炎【感染のおそれなくなるまで】 結核【感染のおそれなくなるまで】
- 咽頭結膜熱<プール熱>【主要症状消退後2日経過】 麻疹<はしか>【解熱後3日経過】
- 水痘<水ぼうそう>【すべての発疹が痂皮化するまで】 風疹<三日はしか>【発疹消失まで】

■第3種 【 感染のおそれなくなるまで 】

- 腸管出血性大腸菌感染症 急性出血性結膜炎 流行性角結膜炎
- 腸チフス パラチフス 細菌性赤痢 コレラ

※第3種その他の感染症 [①～④は代表例]

条件により出席停止となる感染症であり、必ずしも出席停止とは限らない。

- ① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎（溶蓮菌感染症）
- ② マイコプラズマ感染症・異型肺炎
- ③ 感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによる）
- ④ 急性気管支炎（主としてRSウイルス感染によると考えられるもの）
- ()

II 診断日 年 月 日

III 登校できる日（めやす） 年 月 日から

IV 其他のご意見・学校における注意事項

年 月 日

医療機関名
診察医師名

印